

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2 年 9 月 17 日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 秋田県湯沢市皆瀬字宮田115番地

氏 名 株式会社 皆瀬土木
代表取締役 高橋光明

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0183-46-2216

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 皆瀬土木
事業場の所在地	秋田県湯沢市皆瀬字宮田115番地
計画期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 51,390万円
③ 従業員数	30人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物の発生(工事現場) ↓ 産業廃棄物の運搬 ↓ 産業廃棄物の中間処分場又は最終処分場にて処理

（日本工業規格 A列）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
工務部 (各現場責任者)	- 産業廃棄物処理計画の作成 - 産業廃棄物状況の把握と改善策の検討 - 産業廃棄物処理業者の調査・選定 - 監督官庁への各種報告 - 産業廃棄物管理票の交付 - 社員・関連会社等に対する教育
総務部	- 産業廃棄物管理票の購入及び各現場への配布 - 建設廃棄物処理委託契約の締結及び管理 - 産業廃棄物処理後管理票の保存管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	3,927.28 t	t
	(これまでに実施した取組) 現場から搬出された産業廃棄物は、産廃処分場に全量搬入し、適正に処理した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	3,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物が発生する工事の受注件数により、排出量は大きく変動するが、現場内での再生利用を心がけ、排出する場合は、再資源化できるよう分別するなど適正に処理委託する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場から発生するがれき類、木くず、廃プラ等をできるだけ分別し、速やかに処分場に搬出している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場から発生するがれき類、木くず、廃プラ等をできるだけ分別し、速やかに処分場に搬出し処分を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	3,927.28 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	t
	再生利用業者への処理委託量	3,927.28 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	現場から排出された産業廃棄物は、全量を再生利用業者に委託し、適正に処理した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	3,000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) これまで同様、産業廃棄物の処理を委託する際はできる限り再生利用 業者へ委託する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

平成31年度 産業廃棄物集計表

産業廃棄物の種類	排出量(t)	目標排出量(t)
がれき類	3,887.08	2,970
木くず	18.78	15
廃プラスチック類	12.93	10
ガラス・陶磁器くず等	1.89	1
紙くず	0.25	
繊維くず	2.67	2
混合(安定型のみ)	3.68	2
合計	3,927.28	3,000